



ながと情報箱

インフォメーション・ボックス

HP=<http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/koho/kohohome/>
e-mail=koho@city.nagato.yamaguchi.jp

課係
農林 23-1140

広域農道部分供用開始



平成元年度より県営広域営農団地農道整備事業により整備が進められていました、長門市と油谷町を結ぶ大型農道のうち、未供用であった長門市開作の市道上ノ原金山線から長門市十楽、椎の木峠を通り、日置町大内山の県道日置上油谷線までの区間（3,423m）が7月1日午前10時より部分供用開始されます。

これにより、長門市板持の県道下関長門線からの既供用開始区間と合わせ長門工区6,360mの通行が可能となりました。

●供用開始日時
7月1日（月）午前10時



課係
市民生活 23-1159

保険料滞納で介護給付が制限

災害など特別の事情がある場合を除き、介護保険料に、納期限から1年を過ぎた未納（滞納）がある場合、左表のような介護保険サービスの制限を受けることとなります。

なお、前述の「災害など特別の事情」等が認められたとき、

未納保険料を完納したとき、滞納額が著しく減少したと認められたときには、この給付制限はなくなります。

このような納め忘れを防止するために、便利な「口座振替払」をおすすめします。

●問い合わせ 介護保険係

納期後 1年～1年半前 の未納がある	<ol style="list-style-type: none"> 被保険者証に「支払方法の変更」が記載されます。 いったん10割を本人が負担します。申請により、サービスを受けた月から3か月後以降に9割分を払い戻します。
納期後 1年半～2年前 の未納がある	<ol style="list-style-type: none"> 前項の①②に加えサービス給付の全部または一部を一時差し止められます。一時的ですが申請しても払い戻しが受けられなくなるのです。 差し止められても、保険料納付がない場合は、差し止め中の給付額から滞納保険料額が差し引かれます。
徴収権消滅分 の滞納がある	<ol style="list-style-type: none"> 介護保険料の徴収権は2年で消滅しますが、その期間に応じた期間（最長8年間）、前項までの措置に加えて、保険給付の率が9割から7割に変更されます。制限期間中の自己負担が3割になるため、申請により払い戻されても7割分です。 高額介護サービス費は支給されません。

課係
水産 23-1145

さわやか海岸クリーンアップ作戦

仙崎後原「さわやか海岸」で安心して海・水に親しんでいたために、海岸を清掃する「さわやか海岸クリーンアップ作戦」を行います。みなさんのご協力をお願いします。

また、夏休みの間、仮設トイレ・シャワーを設置します。

●とき 7/13（土）
10:00～12:00

●問い合わせ 水産係